

## 貨物利用運送事業許可を受けるための要件

(1/1P)

第一種貨物利用運送事業登録及び第二種貨物利用運送事業に係る許可取得要件は以下の通りです。

要件の種類	要件内容	
	第一種貨物利用運送事業	第二種貨物利用運送事業
事業遂行に必要な施設	① 使用権限のある営業所、店舗を有していること ② ①の営業所等が都市計画法等関係法令の規定に抵触しないこと ③ 保管施設を必要とする場合は、使用権原のある保管施設を有していること ④ ③の保管施設が都市計画法等関係法令の規定に抵触しないこと ⑤ ③の保管施設の規模、構造及び施設が適切なものであること ⑥ 保管施設を必要とする場合、必要な保管能力を有し、盗聴などに対する適切な予防方法を講じた施設であること	
財産的基礎	事業遂行に必要な純資産300万円以上を所有していること	
欠格事由に該当しない	① 申請者が1年以上の懲役または禁固の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 ② 第一種貨物利用運送事業の登録または第二種貨物利用運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者 ③ 申請前2年以内に、貨物利用運送事業に関し不正な行為をした者 ④ 法人であって、その役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権または支配力を有する者を含む)のうちに①、②または③のいずれかに該当する者のあるもの ⑤ 事業に必要な施設を有しない者 ⑥ 事業を遂行するために必要な財産的基礎を有しない者	
運送契約書締結	許可・登録している一般貨物自動車運送事業者、貨物利用運送事業者との間で運送に関する契約書を締結していること	
その他	① 集配営業所は使用権原を有し、都市計画法等関係法令の規定に抵触しないこと ② 集配業務の委託者が鉄道、航空または海上貨物の集配のために必要な業務運営体制を有していること	